

行政改革の取り組み状況をお知らせします

平成 16 年度から平成 20 年度までの成果と今後の計画

荒尾市では、平成 16 年 1 月に策定した「第三次荒尾市行政改革大綱」に基づき、行財政運営全般の改革を進めているところですが、今年度が計画期間の最終年度となります。そこで今回は、第三次荒尾市行政改革大綱の平成 16 年度から平成 20 年度までの総括として、5 年間の成果と今後の計画についてお知らせします。

実施計画の取り組み実績

具体的な推進策	項目数	H20 年度末時点	
		実施数	達成率
1. 地方分権の推進	12	7	58.3%
2. 情報化の推進	7	4	57.1%
3. 行財政システムの簡素化・効率化	62	27	43.5%
4. 職員の資質向上と人材育成	15	9	60.0%
5. 財政の健全化	40	29	72.5%
6. 公営企業などの健全化	34	24	70.6%
7. 外郭団体のあり方	3	2	66.7%
8. 公共施設の設置および管理運営など	6	2	33.3%
合計	179	104	58.1%

179 項目中、104 項目（58.1%）が「実施済」となり、また、75 項目（41.9%）が「一部実施、未実施または検討中」となりました。「一部実施、未実施または検討中」が多かった理由としては、平成 20 年度に新たに 51 項目を追加し、平成 21 年度実施に向けて準備している項目も含まれているためです。

達成できていない項目については、環境の変化などを踏まえて検証し、必要な項目については、引き続き次期行政改革で取り組んでいく予定です。

●地方分権の推進

▽各分野で関係団体と市が協働で取り組む「2030 ありお有明優都戦略」の実施

▽地域元気づくり事業の拡大 など

●行財政システムの簡素化・効率化

▽予算編成方法の見直し

▽職員採用の抑制などによる職員数の適正化

▽市民課窓口の受付時間を週 2 回（火・木曜）午後 7 時まで延長

▽春の引越し時期の日曜日に、異動手続きのため、市役所の一部窓口を臨時開庁

▽学校給食の調理・配送業務の一部委託化

▽学校用務員の一部委託化 など

●財政の健全化

▽特別職報酬、職員給与および管理職手当のカット

▽預貯金などの財産調査や動産のネット公売などによる滞納処分強化

▽広報、ホームページ、封筒などへの有料広告掲載

▽一般家庭ごみおよび事業系ごみの有料化

▽遊休地の売却 など

●公共施設の設置および管理運営など

▽民間のノウハウを活用する指定管理者制度の積極的な導入 など

●公営企業などの健全化

〈上水道事業〉

▽県有明工業用水（菊池川竜門ダム）を上水道に転用する使用権の取得

▽大牟田市との共同浄水場の建設地の決定および設計、施工、管理の一括発注方式の採用 など

〈下水道事業〉

▽高金利の起債を低金利の融資に借り替える「借換債」を活用 など

〈病院事業〉

▽中期経営計画の策定

▽公立病院特例債の活用

▽病床数の適正化（324 床→274 床）

▽給食業務の全面委託化

▽多様な方策による医師確保対策の推進

▽医療材料物品管理システムの導入 など

第三次荒尾市行政改革大綱の総括

●準用財政再建団体転落を回避

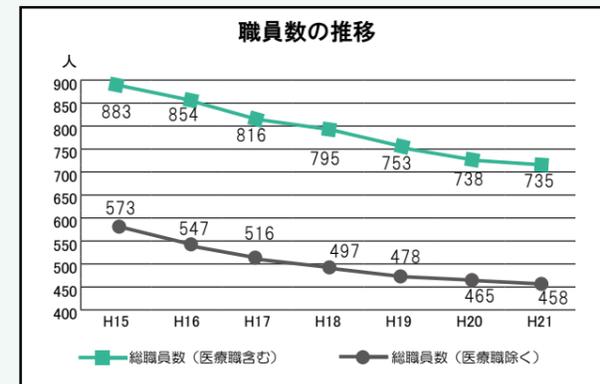
三位一体の改革などにより財政が悪化し、国の管理下に置かれる「準用財政再建団体」への転落が危惧されましたが、「財政健全化緊急 3 年計画」の取り組みにより、平成 17 年度決算では単年度黒字、平成 18 年度決算では累積赤字を解消するなど、目標を早期に達成し、回避することができました。その後も、普通会計では歳入の範囲内で歳出予算の編成を行う“枠配分方式”により計画的で安定した財政運営を行っています。

●職員数を適正化

勧奨退職の実施や退職者に対する補充採用の抑制、民間委託の推進などにより、計画では平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間で職員数（医療職除く）16%程度を減員に対し、18.8%減員することができ、目標を達成することができました。

●健全化判断比率（4 指標）は「健全」

平成 20 年度決算によると、地方財政健全化法に基づく 4 つの健全化判断比率については、全てが早期健全化基準を下回っています。しかし、平成 19 年となっています。新たに策定した荒尾市民病院中期経営計画および荒尾競馬短期自主経営健全化計画により、不良債務などの解消を図り、健全な比率を堅持し市全体の健全性を保つことを目指します。



第四次荒尾市行政改革大綱の策定について

最近の社会経済情勢の変化や地方分権の進展、新たな行政需要への対応などを踏まえ、市民の期待に応える質の高い行政サービスを提供する行政経営を目指し、今年度中に「第四次荒尾市行政改革大綱」を策定することとしています。

◆改革方針

4 本の柱に基づき、行政改革の具体的な推進策を検討していきます。

- (1) 行政システム改革
- (2) 財政改革
- (3) 特別会計・公営企業等改革
- (4) 行政サービス改革

◆推進期間

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。



↑ 9 月 15 日に開催された行政改革推進審議会の様子

市民の皆さんのご意見を募集します！

第四次荒尾市行政改革について、市民の皆さんより郵送・FAX・メールによりご意見・ご提案を募集します。10 月末までに政策企画課までお寄せいただきますようお願いいたします。特に決まった様式はありません。

FAX 64-0940 メールアドレス kikaku@city.arao.lg.jp

※行政改革に関する取組状況や財政効果などの詳細は、荒尾市ホームページ <http://www.city.arao.lg.jp> に掲載しています。

[問] 政策企画課 ☎ 63-1273